

# 独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス委員会設置規程

(平成20年3月28日制定)

改正 平成27年3月30日

平成29年9月28日

## (目的)

第1条 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の役員及び職員の法令遵守及び業務の適正な執行等の徹底を図ることを目的として、基金にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員)

第2条 委員会に委員11人を置き、理事長、総務担当理事、業務担当理事、企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、審理役、数理役及び理事長が職員以外で任命する法務に関する有識者（以下「外部委員」という。）をもって充てる。

2 委員会の委員長は、理事長が務める。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4 外部委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

## (コンプライアンス担当役員等)

第2条の2 コンプライアンスを担当する役員は、理事長とする。

2 コンプライアンス推進部門は総務部総務課とし、推進責任者は総務部長とする。

3 コンプライアンスを担当する役員は、必要に応じ職員との面談を行うものとする。

## (運営)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明若しくは報告を求めること又は意見等を述べさせることができる。

## (審議事項等)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

(1) コンプライアンス研修会の実施などコンプライアンスの推進に関すること。

(2) 違反行為の原因究明及び再発防止等に関すること。

(3) 反社会的勢力への対応方針に関すること。

(4) その他委員が必要と認める事項。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について審議を行うために必要な調査を行うことができる。また、基金内に設置されている各種委員会及び内部通報及び外部からの通報の相談窓口に必要な情報の提供を求めることができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、所管部署に対して審議等の結果に基づく意見

又は提言を行うことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日改正)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。